

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念を当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「当社グループ」）全体に浸透させ、当社グループでこれを実現することにより持続的な企業価値の向上を最大限実現することができるとの信念のもと、そのために必要な最良の企業統治システムを構築するよう日々努力しております。

当社の経営理念は以下のとおりであります。

(1) LIXIL's Purpose (存在意義)

世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現

(2)LIXIL Behaviors (3つの行動)

正しいことをする

敬意を持って働く

実験し、学ぶ

当社グループは、ステークホルダーにとって魅力ある価値の創造と提供を通じて信頼される企業グループであり続けるために、以下の基本的な枠組みを採用し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでおります。

(1)指名委員会等設置会社形態の採用

当社は、経営の執行と監督を明確に分離させ、執行役による迅速・果断な業務決定を可能にするとともに、経営の透明性を確保することを目的として、指名委員会等設置会社形態を採用しております。

(2)任意の機関設置による機能の拡充

当社は、指名委員会等設置会社として法令上要求される三委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）に加え、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図るため、ガバナンス委員会を任意の常設機関として設置しております。その他のガバナンス体制としては、執行役会及び任意の委員会等を設置しております。（末尾【参考】コーポレート・ガバナンス体制図ご参照）

(3)当社グループ全体として統一した企業統治システムの構築

当社は、LIXIL Behaviors(3つの行動)やLIXIL行動指針のほか当社グループ全体での財務・経理マネジメント方針を制定し、これらを当社グループに遵守させ、かつ役員・従業員の研修・トレーニング及びコンプライアンス体制の整備を統一的に行うことで、グローバル化した当社グループ全体にコーポレート・ガバナンスを浸透させることができるよう努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

以下の開示事項の多くは LIXIL コーポレートガバナンス基本方針（以下、「当社基本方針」）に規定していますので、当社基本方針の関連条項を付記しております。当社基本方針につきましては以下をご覧下さい。

https://www.lixil.com/jp/about/governance/pdf/CorporateGovernanceGuideline20230401_jp.pdf

【原則 1－4 株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準】

当社は、営業活動の円滑化又は事業活動に必要な外部提携の必要性が認められる場合にのみ株式の政策保有を行います。当社基本方針第9条「政策保有株式」では、所定のプロセスに従い、毎年、個別の銘柄毎に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、売却による将来的リスクはあるか等について、定量的・定性的な観点から総合的に評価した上で、不要の場合は速やかに売却処理を行うこととし、政策保有株式の縮減に努めています。また、その議決権行使に当たりましては、当社グループ及び投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうか等の視点に立って十分に検討を行うこととし、保有目的に反し得る議案及び株主価値を毀損し得る議案については、必要に応じて当該企業との対話を経た上で、慎重にその賛否を判断し、議決権を行使することとしております。

【原則 1－7 関連当事者間取引に関する手続の枠組み】

当社役員による関連当事者間の取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規則」において、取締役会の決議事項として承認を要する旨を明示しております。また、取引毎に基準を明示的に定め、これに従い取締役会における承認・報告を通じて常に監視することで、自己又は第三者の利益を図ることを未然に防止し、株主共同の利益を害することの無いよう、体制を整備し、運用しております（当社基本方針第11条「関連当事者取引」）。

【補充原則 2－3 ①社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社の取締役会は、環境・社会・ガバナンス問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題や取組みについて、執行部門から報告を受けるとともに、連携して重要な課題の把握及び対応策の検討に積極的に取り組みます。執行役会は、当社グループにおけるサステナビリティを巡る課題や取組みに係る方針・戦略として、インパクト戦略を定めます。取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点から、執行役会が策定するインパクト戦略について、その妥当性・実現可能性等を検討した上で、その内容を承認しています。

当社は、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という存在意義の実現を目指して、インパクト戦略を基軸に、責任ある持続可能なイノベーションを追求し、安全で快適な製品やサービスの開発に取り組んでいます。インパクト戦略は、当社グループの主要な事業戦略や重要課題、すべてのステークホルダーに価値を創造する「価値創造プロセス（VCP）」と深く連動しており、当社グループの持続可能な成長や企業価値の創造に向けた重要な戦略に位置付けられています。

インパクト戦略では、世界的な社会課題のうち緊急性が高く、当社グループ固有の専門性を活かし、事業活動を通じて貢献できる領域として、「グローバルな衛生課題の解決」、「水の保全と環境保護」及び「多様性の尊重」を3つの優先取組み分野に定めています。また、倫理的な事業活動を行うことがインパクト戦略の基盤となっています。

インパクト戦略の推進状況は、担当部門から取締役会に定期的に報告がなされるとともに、取締役会における重要な課題の把握や対応策の検討等の議論を通して、監督がなされております。

【補充原則 2－4 ①女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、より機動的で起業家精神にあふれた組織の構築に向けて変革を推進しており、多様性こそが長期的な競争力とパフォーマンスを高める原動力になるという考えのもと、「多様性の尊重（ダイバーシティ&インクルージョン；D&I）」をインパクト戦略における3つの優先取組み分野の一つに掲げております。組織全体としてその推進に取り組むため、2021年にD&I戦略と目標を更新し、2030年までに以下の達成を目指しております。

- ・当社の取締役及び執行役の男女比を均等にする（2022年3月時点女性比率26.7%）
- ・当社グループの管理職について、グローバルで女性比率を30%にする（2022年3月時点女性比率15.6%）
- ・当社の内、日本においては2030年まで新卒採用者の男女比の均等を維持する（2022年3月時点女性比率53.8%）

管理職における男女差が大きいことを課題と捉え、上記のとおり、女性管理職及び男女採用比率の目標を設定しております。一方、管理職として登用する上で、国籍や採用時期による大きな差は生じていないため、現時点では管理職登用

の目標策定・開示は行っておりません。当社のD&I戦略は、当社がよりインクルーシブな職場になれば、様々なマイノリティグループの多様性が強化されるという仮説のもと、インクルージョンの実現を最終目標として掲げております。

当社での変革の推進においては、グローバルな人事組織であるGlobal People Organization(GPO)が重要な役割を果たしており、GPOの戦略の柱の一つとして、2030年D&I戦略の達成を掲げております。主な施策には、すべての人事プロセスから偏見を排除し、D&Iを促進するための指針やプロセスを設計し、採用・昇進プロセスの改善を行うとともに、従業員、管理職及び経営陣がD&Iの考え方や取るべき行動を理解・実践するための教育プログラムを展開することなどが含まれております。さらに、2021年3月期にグローバルで立ち上げたEmployee Resource Groupにおいて当社内の多様なコミュニティグループを支援するとともに、環境整備状況を、年1回実施する全社員対象の意識調査で継続的に計測することで、進捗状況を把握してまいります。また、CEOの瀬戸欣哉が委員長を務めるD&I委員会がD&I促進状況を監督することで、経営トップによる事業全体におけるD&I施策の推進を徹底しております。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社が加入しているLIXIL企業年金基金では、年金資産の運用において将来にわたり年金及び一時金の給付を確実に行うため、許容されるリスクの範囲内で総合的な収益を長期的に確保することを目的としております。そのための運用方針は、各運用資産のリスク・リターンの特性を分析し、各運用資産間の相関を考慮した上で分散投資を図ることを基本としております。具体的には、株式や債券等各運用資産を効率的に組み合わせた政策的資産の構成割合を策定するとともに、それに沿って適切な運用受託機関を選定し、機動的に運用及び評価を実施しております。

また、これらの年金資産の運用方針の決定、運用受託機関の選任、評価等の検討に際しては、専門能力や知見を有するLIXIL企業年金基金の運用執行理事が委員を務める資産運用委員会に諮ることとなっております。

なお、LIXIL企業年金基金においては、運用受託機関から毎月資産管理及び運用状況等に関する報告書が提出され、また四半期に一度、直接担当者から運用実績の報告を受けております。

【原則3－1 情報開示】

情報開示に関する当社の基本方針・情報開示の方法は当社基本方針第37条「情報開示に関する基本方針」・第38条「情報開示の方法」で定めております。当社の「ディスクロージャー・ポリシー」は以下をご参照下さい。

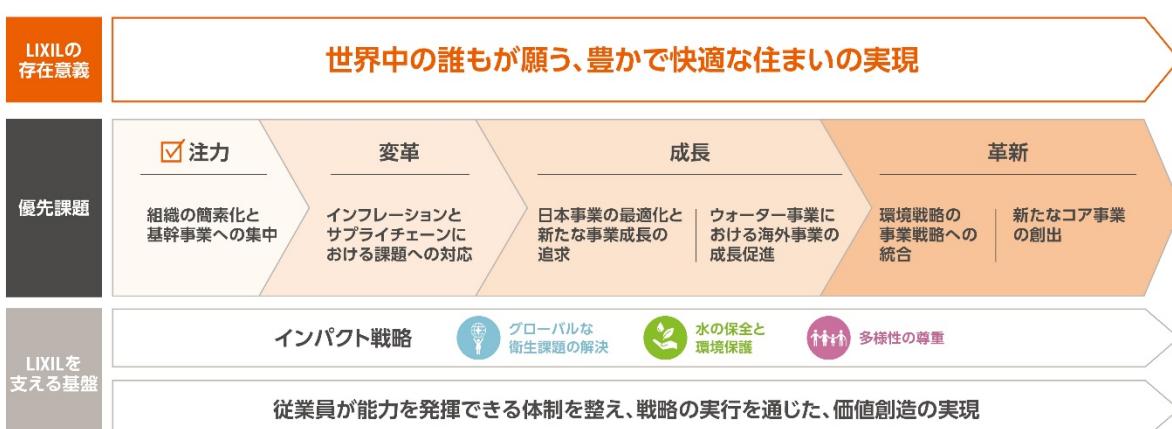
<https://www.lixil.com/jp/investor/strategy/policy.html>

(i) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念は当社基本方針第3条のとおりです。

当社グループでは、2020年に経営の基本的方向性を示した「LIXIL Playbook」を策定し、4つの優先課題に対する取組みを進めてきましたが、事業環境の変化に対応し、さらなる成長へとつなげるため、2023年に「LIXIL Playbook」を進化させました。具体的には、2020年の策定時に設定した4つの優先課題のうち、1つ目の「組織の簡素化と基幹事業への集中」に関しては、これまでの取組みを通じて順調に達成することができた一方で、改めて将来に向けた戦略の更新を行いました。

その結果、下記の5つの戦略的優先分野を設定しました。変化への対応力を高め、基幹事業のさらなる強靭化を図るとともに、環境課題に対する事業を通じた取組みを強化し、新たなコア事業の育成に注力していきます。



〔進化した「LIXIL Playbook」における5つの戦略的優先分野〕

1. インフレーションとサプライチェーンにおける課題への対応

資材や物流費の高騰による影響を踏まえ、販売価格の最適化や、素材の変更によるコストダウンとコスト安定の両立を図るとともに、付加価値の高い差別化製品へのシフトにより収益性改善を進めます。また、グローバルサプライチェーンが寸断されるリスクに備え、調達先の冗長化や生産のプラットフォーム化といった従来からの施策に加え、地域内における調達、生産体制への移行を進めていきます。

2. 日本事業の最適化と新たな事業成長の追求

日本事業の収益性と機動力を高めるための施策を継続し、従来は水回り製品が中心であったリフォーム商材を窓や壁といった断熱改修にまで広げることで、拡大するリフォーム需要の取込みを強化します。さらに、全ての製品群に関して環境配慮型の製品や事業を導入し、差別化につなげていきます。

3. ウォーターテクノロジー事業における海外事業の成長促進

付加価値の高い製品の販売拡大、販売チャネルの多角化、戦略的なブランド・ポートフォリオの構築といった施策を通じて、コモディティビジネスからの脱却を図り、海外市場の成長を着実に取り込むための基盤を強化します。

4. 環境戦略の事業戦略への統合

当社グループの環境戦略は、「気候変動対策を通じた緩和と適応」「水の持続可能性を追求」「資源の循環利用を促進」という3つの重点領域を設定しています。環境戦略を事業戦略に統合し、各領域における中期目標の実現に向けて取組みを強化しており、持続的成長と地球環境や社会へのインパクト（良い影響）の拡大を目指します。

5. 新たなコア事業の創出

将来の成長に向けて、インパクトのある新しい技術、製品、ビジネスモデルの創造を通じて、新たな収益の柱になるようなコア事業の確立を目指しリソースを投入していきます。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社基本方針第1条「目的」、第3条「経営理念」、第4条「コーポレートガバナンスの基本的な枠組み」及び本報告書「I-1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(ii) 取締役及び執行役の報酬決定に関する方針・手続

指名委員会等設置会社である当社では、報酬委員会が、後掲「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の方針に従って、取締役及び執行役の報酬を決定しております（当社基本方針第28条「報酬基準」）。

(iii) 取締役候補の決定・取締役の解任及び執行役の選解任に関する方針・手続

指名委員会等設置会社である当社では、指名委員会が、取締役候補の個人的資質のみならず取締役会全体の適正な構成という観点も考慮した当社独自の基準（当社基本方針第25条「取締役候補者の指名及び取締役の解任方針」）に従って取締役候補を決定いたします。執行役及び代表執行役の選任・選定及び解任・解職基準は当社基本方針第26条「執行役及び代表執行役の選任・選定及び解任・解職方針」で定めており、CEOの選定・解職基準については、当社基本方針第27条「CEOの後継者計画及びCEOの選定・解職の方針」で定めております。独立社外取締役候補の決定に際しては、当社基本方針第30条「独立性基準」に定める当社独自の独立性基準を用いております。

(iv) 個々の選解任についての説明

独立社外取締役に係る選任理由は後掲のとおりであり、その他の取締役の指名理由及び期待される役割については、当社ホームページ上に開示しております。

<https://www.lixil.com/jp/about/board/reason.html>

また、執行役の選任理由についても、当社ホームページ上に開示しております。

https://www.lixil.com/jp/about/board/reason_exec.html

執行役及び代表執行役を解任・解職した際には、当社ホームページ上で解任・解職した理由を開示いたします。これは、当社基本方針第26条「執行役及び代表執行役の選任・選定及び解任・解職方針」第6項及び第7項に基づいております。

【補充原則3－1③ 経営戦略等開示におけるサステナビリティの取組みの開示】

当社グループでは、ESG（環境・社会・ガバナンス）の取組みを通じて社会に貢献することを目指し、当社グループにて培った技術や知見を活かして、グローバルな社会課題への対応を継続的に進めてまいりました。具体的には、事業を展開する地域で特に緊急性が高く、当社グループの専門性や事業を通じて貢献できる社会課題を特定し、その解決に向けて、インパクト戦略に基づく重点的な施策を推進しております。事業活動を通じて社会に貢献することは、企業としての使命であり、社会全体に利益をもたらすだけでなく、当社グループの長期的な持続可能性を高める上でも非常に重要であると考えております。

当社グループは、インパクト戦略の3つの優先取り組み分野として、「グローバルな衛生課題の解決」、「水の保全と環境保護」及び「多様性の尊重」を掲げており、それに加えて「強固なガバナンス基盤の構築」を通じて、企業としての存在意義の体現を目指しております。

[重要課題の特定について]

当社グループは、LIXILのPurpose（存在意義）や事業戦略（インパクト戦略など）に基づき、リスクと機会の両面から課題を抽出・評価し、当社、ステークホルダー、社会にとって重要度が高く、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に向けて取り組むべき課題を選定しています。選定された課題は、コーポレート・レスポンシビリティ委員会（現インパクト戦略委員会）で審議の上、執行役会でその妥当性を検証した上で、「重要課題」として特定いたしました。

インパクト戦略委員会は、特定した重要課題にKPIを設定し、対応する目標の進捗状況を定期的に検証すると共に、当社グループ及び社会を取り巻く環境の変化に合わせて重要課題の見直しを行っています。

2023年3月期にはKPIの収集と重要課題の見直しを行い、下記の通り変更を行いました。

- ・「生物多様性の保全」の追加
- ・重要課題の優先度として「優先」「高」「中」を設定していたものを「優先」のみとし、優先項目を明確かつシンプルに示す形に変更

「優先」の定義：当社が強みを活かして主体的に取り組むことにより、課題解決に大きく貢献し、ステークホルダー及び社会に大きな影響を与える課題。ステークホルダーのニーズに基づき、取組みを強化すべき課題。

【2023年3月期時点での重要課題：21項目】

「優先」（7項目）：

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・グローバルな衛生課題の解決 | ・気候変動対策を通じた緩和と適応 |
| ・水の持続可能性の追求 | ・資源の循環利用の促進 |
| ・製品ライフサイクルを通じた環境への影響 | ・環境マネジメント |
| ・多様性の尊重 | |

それ以外の重要課題（14項目）：

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・生物多様性の保全 | ・人材と能力開発 |
| ・製品の安全性 | ・顧客満足 |
| ・従業員の安全と健康 | ・企業倫理とインテグリティ |
| ・人権 | ・サプライチェーンマネジメント |
| ・コーポレート・ガバナンス | ・リスクマネジメント |
| ・ステークホルダーエンゲージメント | ・情報セキュリティ |
| ・税の透明性 | ・責任あるマーケティングと広告 |

「優先」に位置付けられた重要課題は、インパクト戦略の3つの優先取り組み分野に特に深く関連しており、これらの重要課題を基軸に、取組みの推進をさらに加速してまいります。

重要課題の詳細は、当社ホームページ上に開示しております。

<https://www.lixil.com/jp/sustainability/structure/issues.html>

※ 重要課題のうち「優先」に分類されるもののKPIとその進捗状況については、2023年6月に公開予定の統合報告書等に掲載予定です。

[人的資本への投資等]

当社グループの存在意義の追求に向け、より機動的で起業家精神にあふれ、実力主義に基づいた働き方への転換を推進してきました。併せて私たちの働き方や、企業と従業員の関係は、急速に進化しており、人材は企業にとって最も重要な資産であり、事業を成功させるためには人材育成への投資が不可欠です。LIXILの人事部門であるGPO

(Global People Organization)は、「従業員の誰もが自信を持ちどこででも活躍できるよう、LIXILを革新的でインクルーシブな組織へ変革」するというミッションの達成に向けて、2022年3月期～2025年3月期のグローバル人事戦略における、以下の5つのKPO(Key Performance Outcome)を策定しました。

1. インクルージョンをLIXILのDNAに組み込むために包括的で戦略的な取り組みを経営陣主導で推進
2. 人材育成への投資により、より効果的に変革を推進し、LIXILの将来にとって不可欠なイノベーションを生む文化を構築
3. 従業員エクスペリエンスの向上に向けて従業員を事業活動の中心に据える
4. HRコーポレートガバナンスを強化することで人事データやガバナンスのモデルと体制を強化
5. ビジネス変革のためのHR変革にてHR部門の役割を再定義し、従業員エクスペリエンスの分野で世界をリードする

主な取組みの詳細については、「LIXIL統合報告書2022」33から34ページに開示しております。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/5938/ir_material_for_fiscal_ym26/119886/00.pdf#page=34

[知的財産への投資等]

当社グループは、魅力ある差別化された製品やサービスを開発することで世界中のエンドユーザーにその価値を提供することを経営戦略の柱とし、人的資本と共に重要な経営資源である技術、デザイン、ブランド、営業秘密等の知的財産へ継続的に投資しております。当社グループは、グループ全体の約7割の特許出願を生む日本の技術開発力に加え、世界中の様々な消費者に訴求できる製品デザイン力、他社の追随を許さない多彩で唯一無二のブランド・ポートフォリオを有しております。当社は、日本の技術開発力とグローバル市場で強みを持つデザイン・ブランドとのシナジーに基づく製品・サービス開発への投資を経営戦略の中核に位置づけるとともに、将来性のあるイノベーションの創出にも注力しております。上記の知的財産への継続的な投資は、魅力ある差別化された製品・サービス開発のための重要な基盤であり、事業の持続的な成長と競争優位性の実現に不可欠なものであるとの考えのもと、その実行を図ってまいります。当社の取締役会は、知的財産部門から定期的に事業全体の知的財産戦略の進捗状況等について報告を受け、その実行状況を監督しております。2023年3月現在で、当社グループは、日本や欧米を中心にグローバルで約2万件の知的財産ポートフォリオ（出願中の権利を含む）を保有しております、グローバル共通の管理プラットフォームを含むガバナンス体制を構築し、知的財産部門、研究開発部門、事業部門、その他関連部門による緊密な連携のもと、その強化と活用を図っております。

当社グループの知的財産戦略及び知的財産のガバナンス体制については当社ホームページ上に開示しております。

https://www.lixil.com/jp/investor/strategy/ip_index.html

[デジタルトランスフォーメーション戦略への投資等]

当社グループでは、デジタル化を通じてエンドユーザーに寄り添いながら、従業員の主体性を高め、これまでの常識の枠を超えたメーカーへと変革し、顧客志向の機動的な組織となることを目指して、デジタルトランスフォーメーション戦略を推進しております。デジタル基盤としてグローバルなインフラの増強、IT組織の設置及び情報セキュリティ

イ体制の強化をしております。事業の成長に向けては、デジタル技術の効果的な活用により既存ビジネスの顧客体験を向上し、販売プロセスを効率化することに加え、新規ビジネスの開発にも用いております。また、当社グループでは様々なデータを一元管理するクラウド型のデータ統合基盤を確立しました。専門知識のない従業員が最新のデータ分析ツールを利用して、データを高速処理できる環境を整え、ビッグデータの活用を推進するとともに、デジタルの民主化を掲げ、従業員へのデジタル基礎教育やノーコード開発ツールを導入しております。

詳細については、「統合報告書 2022」 31 から 32 ページに開示しております。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/5938/ir_material_for_fiscal_ym26/119886/00.pdf#page=32

[気候変動を含む環境課題に係るリスク及び収益機会]

建設・建築業界は、現在の気候危機を解決するために、積極的リーダーとして役割を果たす必要があります。ここ数年、各国政府はネットゼロカーボンを推進するための新しい政策を採用し続けています。しかし、今日においても、建物は原材料や天然資源を大量に消費します。建物は世界のエネルギー関連 CO₂ 排出量の約 28%を占めており、住宅部門だけでも 17%を占めています。また、人口増加や家庭での水使用量の増加に伴い、家庭部門における水の消費量は、1960 年代から 600%以上増加しています。当社は、世界中の政府規制や環境にポジティブなインパクトを与える、現在の建築動向や慣行を評価しており、それらを当社グループの事業にも反映させていきます。当社グループは環境ビジョン 2050 の達成をより確かなものにすべく、「気候変動対応への緩和と適応」「水の持続可能性を追求」及び「資源の循環利用を促進」を 3 つの重点領域としています。2023 年 3 月期には、それぞれの領域において定量的・定性的な中間目標を策定しました。また「生物多様性の保全」へ貢献する取り組みは、これまでも継続して行ってきましたが、これら 3 つの重点領域に共通する基盤として位置づけ、当社の重要課題に追加しています。2021 年に立ち上げた環境戦略委員会では、経営陣や事業部門と密接に連携しながら、全社的な環境戦略の策定と事業への適切な浸透を図っています。当社グループは気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組み、Science Based Targetに基づく目標、及びその他のイニシアチブなどを用いて、気候変動対策に対する進捗のモニタリングや情報開示、リスク・機会分析、戦略策定及び事業計画への反映を実施してまいります。

TCFD 提言に基づく情報開示詳細については、当社ホームページ上に開示しております。

<https://www.lixil.com/jp/sustainability/environment/tcfid.html>

【補充原則 4－1① 取締役会から執行役への委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、経営と監督の明確な分離を図るという指名委員会等設置会社の理念を踏まえ、当社基本方針第 20 条「取締役会の役割・責務」第 2 項で委任の範囲の概要を定め、取締役会及び執行役会の具体的な決議事項については、「取締役会規則」及び「執行役会規則」で定めています。

【補充原則 4－2② サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針】

当社の取締役会は、環境・社会・ガバナンス問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題や取組みについて、執行部門と連携して重要な課題の把握及び対応策の検討に積極的に取り組むこととし、中長期的な企業価値向上の観点から、その対応戦略・方針（インパクト戦略）を策定いたします。また、サステナビリティを巡る課題やその取組み状況について、取締役会は主管部署から定期的に報告を受け、その状況を監督するとともに、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、当社の経営戦略（人的資本や知的財産への投資等重要性の高い事項への経営資源の配分・事業ポートフォリオ等）とインパクト戦略の整合性を継続的に確認いたします。当社は、社会情勢の変化への機動的な対応を可能にする観点から、具体的なインパクト戦略や取組みの概要・進捗状況については、当社の経営戦略等との関係性が分かる形で当社ホームページにて随時開示を行います。

【補充原則 4－1③ CEO の後継者計画の概要】

【補充原則 4－3② CEO の選解任】

指名委員会は、将来想定される「CEO 交代」に向けての基本方針及びロードマップを規定した「CEO 後継者計画書」の策定・更新を担うとともに、その運用を能動的に監督しております。また、「CEO 後継者計画書」の更新内容については、必ず取締役会へ報告することを同計画書で規定しております。

「CEO 後継者計画書」は、CEO の選定において、一切の恣意的な意図を排除し、いかなる場面においても客觀性、透明性及び公平性を維持しつつ CEO の選定を実施するためのガイドラインであり、その主な記載事項及び考え方は以下の通りです。

1. 現任 CEO 等の役割の明確化

現任 CEO、指名委員会及び社内関係部門の主な役割を以下のように規定しております。

①現任 CEO の主な役割

役割 1 CEO 後継候補者リストの作成（後継候補者の選任、追加及び変更を主導）

役割 2 CEO 後継候補者の「育成計画」の策定及び実行（あるべき CEO 像に照らし、不足する経験・能力・行動様式に関して、成長の機会や改善の機会を提供）

役割 3 通常時における指名委員会と連携した新たな CEO 選定プロセスの実施

②指名委員会の主な役割

役割 1 CEO 後継者計画の策定、更新及び運用の能動的な監督

役割 2 LIXIL のこれから CEO に求められる資質と要件の定義及びそれらの定期的な見直し

役割 3 CEO 後継候補者に係る以下の事項

- ・CEO 後継候補者リストの整備
- ・CEO 後継候補者の評価及び理解
- ・CEO 後継候補者の「育成計画」のモニタリング及び助言

役割 4 通常時における CEO 交代計画に係る以下の事項

- ・現任 CEO による CEO 交代プロセス及び進捗状況の監督
- ・CEO 選定に向けての審議
- ・CEO 選定に係る取締役会上程案の策定及び上程

役割 5 CEO の交代が緊急に必要となった場合（現任 CEO が病気や事故等により、職務の遂行が不可能となった場合等）における、CEO の選定・承認プロセスの推進

③社内関係部門の主な役割

- ・指名委員会事務局（取締役会室の中に設置）は、CEO 後継計画書の作成、更新及び運用において指名委員会を補佐するとともに、CEO 後継者計画書と関連する社内規則（取締役会規則、指名委員会規則等）との整合性の確認、CEO 後継候補者に関する情報の収集、管理等を担います。
- ・人事部門は、現任 CEO の指示に従い、「経営幹部育成プログラム」を主導するとともに、その実施状況等を指名委員会に定期的に報告します。また、CEO 後継候補者を社外から探索する場合には、現任 CEO 及び指名委員会と考え方の共有を行った上で、その探索活動において指名委員会と連携します。

2. CEO 選定のプロセス・基本的な考え方

CEO 選定におけるプロセス及び基本的な考え方は、以下のとおり同計画書で規定しております。

①CEO の任期の基本的な考え方

CEO の任期の基本的な考え方とは、「CEO が取締役会において合意した経営計画（定量的な目標値を含む）達成のために必要な期間」とし、指名委員会は CEO が掲げた計画及び目標の進捗度について定期的なモニタリングを行い、CEO の継続又は再任に関する審議を行います。また、CEO の解職基準・手続及び辞任勧告に関する事項を明文化しています。

②新たな CEO 選定プロセスの基本的な考え方

新たな CEO の選定プロセスは、「緊急時」と「通常時」に分けて考えます。

通常時においては、現任 CEO の発意又は指名委員会での判断に基づき、新たな CEO の選定プロセスに取り組みます。その場合の CEO 後継候補者は、予め CEO と指名委員会との間で協議された後継候補者リスト及び優先順位に基づき、選定を行います。選定プロセスを経たうえで、指名委員会は新 CEO に関する答申案を取締役会へ上程し、取締

役会はこれを審議・決定します。なお、CEO の交代が緊急に必要となった場合（現任 CEO が病気、事故等により、職務の遂行が不可能となった場合等）には、指名委員会が CEO の選定プロセスを進めます。

③CEO 後継候補者リストの整備と評価

当社における今後の CEO 後継候補者は、社内候補者の中から選定することを原則とします。

CEO 後継候補者リストは、以下の三つの時間軸に分類して現任 CEO が作成し、その後、指名委員会からの助言等に基づき、年1回更新します。

- ・非常時（緊急時）における措置及び対象者
- ・中期的な後継候補者（社内人材）
- ・将来的に CEO 候補となり得る人材

3. CEO 後継候補者への育成機会の提供

指名委員会は、CEO による CEO 後継候補者への育成計画の実行を監督します。CEO は後継候補者の育成状況（進捗状況）について、年に1回指名委員会へ報告し、指名委員会は育成機会の提供及び育成状況に関して、CEO への助言を行います。

【原則 4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役候補者の指名方針の一つとして、独立社外取締役を取締役総数の過半数とすることを、当社基本方針第25条「取締役候補者の指名及び取締役の解任方針」に定めております。2022年6月21日の定期株主総会では取締役11名が選任され、そのうち独立役員である社外取締役が8名選任されました。法定三委員会及びガバナンス委員会の委員長及び委員は全て独立社外取締役であります。

【原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社基本方針第30条「独立性基準」で規定される基準に従って、社外取締役の独立性を判断しております。また、独立社外取締役の資質については、当社基本方針第25条「取締役候補者の指名及び取締役の解任方針」に定めています。

【原則 4－10 任意の仕組みの活用】

当社のコーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図るため、当社基本方針の見直し及び改定、取締役会実効性評価の実施の主導等の事項について、協議又は取締役会への提言を行うガバナンス委員会を常設しました。ガバナンス委員会は、取締役会及び法定の三委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）と連携して、当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備、改善に努めてまいります。

【補充原則 4－11① 取締役会の構成に関する考え方】

当社の指名委員会は、2023年3月期において、当社にとってあるべき取締役会の規模・構成等について十分な検討を行う観点から、「取締役会の構成に関する評価」に関しては、ガバナンス委員会と連携の上、評価プロセスを実行いたしました。

意見集約にあたっては、取締役11名全員に対して調査（質問票及びインタビュー）を実施し、その集計結果を基に指名委員会にて2023年6月以降の取締役候補者、取締役会及び委員会構成等について、審議を行いました。

また、当社は、取締役会の人員構成については多様性の確保に重点を置いており、当社基本方針第21条「取締役会の構成」にその考え方を示しております。現在は、社内取締役のうち1名が外国籍の女性、社外取締役のうち3名が日本国籍の女性です。また、当社基本方針第23条「指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びガバナンス委員会の構成」において、「監査委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、特に財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任する」と定めています。なお、当社の独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含んでおります。現在の当社取締役会におけるスキルマトリックスは、当該報告書の最終頁に記載しております。

【補充原則 4－1-1② 取締役の他社役員兼任状況】

当社取締役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知の各取締役の経歴欄に開示しております。

株主総会招集通知 https://www.lixil.com/jp/investor/ir_event/meeting.html

なお、取締役の兼職についての考え方は当社基本方針第 25 条「取締役候補者の指名及び取締役の解任方針」及び当社基本方針第 33 条「取締役・執行役の兼任」をご参照下さい。

【補充原則 4－1-1③ 取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要】

当社の各取締役は、毎年 1 回以上、取締役会の実効性に関する自己評価を行うこととしております。

2023 年 3 月期においては、取締役会からの委任に基づき、ガバナンス委員会の主導にて実施をしております。

当社にとってあるべき取締役会の規模・構成等について十分な検討を行う観点から、「取締役会の構成に関する評価」に関しては、指名委員会と連携の上、評価プロセスを実行しております（「取締役会の構成に関する評価」の詳細については、【補充原則 4－1-1① 取締役会の構成に関する考え方】をご参照ください）。

「取締役会の運営に関する評価」の概要は以下の通りです。

1. 実施目的

①取締役会（現体制）の実効性の確認

②取締役会・委員会の実効性向上のため、中長期的な課題の洗い出し

2. 前期（2022 年 3 月期）重点課題の進捗状況のご報告

重点課題として設定した以下の 4 点について、改善施策を実施しております。

重点課題①新たなフェーズに適った取締役会の役割の再確認と戦略論議の深化

改善施策：当社の持続的成長にとって重要なテーマ 11 点のコンセンサス形成 及び取締役会議案としての設定

重点課題②指名委員会等設置会社に求められる委員会活動のあり方の再検討

改善施策：各委員会の課題事項をガバナンス委員会で横断的に審議（指名委員会等設置会社における組織監査の在り方等）

重点課題③再構築したガバナンス体制を継続的に支える社外取締役の交代計画の実行

改善施策：今期指名委員会で交代計画の妥当性を改めて検証した上で、計画に則り実行

重点課題④継続的な企業価値向上を実現できる CEO 後継者計画の実行

改善施策：後継者候補リストの確認・更新、執行役後継者候補を含む、「次の世代のリーダー」に関する人材理解の促進等を指名委員会の主導で実行

3. 当期（2023 年 3 月期）の評価プロセス・結果

ガバナンス委員会主導で、外部評価専門機関である株式会社ボードアドバイザーズによる評価（取締役・執行役への質問票及び取締役への個別インタビュー）を実施しました。

【主な評価軸】

①前期重点課題 4 点が順調に進捗しているか

②「コーポレートガバナンスの再構築」から「企業価値の更なる向上の実現」を目指すステージへの移行が図れているか

③経営の重要テーマに係る審議が十分に行われているか 等

【結果概要（外部専門機関による評価）】

当社のコーポレートガバナンスの主要課題が「コーポレートガバナンスの再構築」から「企業価値の更なる向上の実現」を目指すステージに進展しているなか、当社取締役会の実効性は確保されていることが確認された。

4. 来期（2024 年 3 月期）に向けた取組み・重点課題

ガバナンス委員会等での審議の結果、取締役会・委員会の実効性の更なる向上を実現するために、以下を重点課題として設定しました。

【重点課題】

- ①取締役会による「あるべき監督」の確立
- ②社外取締役の円滑な交代計画と定着支援
- ③組織監査体制の強化に向けた取組みの促進

各課題にオーナーを設定し、ガバナンス委員会の監督のもと、課題解決に向けた施策を進めてまいります。

【補充原則 4－1 4 ② 取締役・執行役に対するトレーニングの方針】

当社では、当社基本方針第35条「取締役及び執行役の研修」において、取締役・執行役のトレーニング・研修に関する組織的な取組み方針を定め、実施しております。

【原則 5－1 株主との対話の促進に関する方針】

株主との対話に関しては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を実現すべく、当社基本方針第12条「株主とのコミュニケーション」にて規定しております。当社ガバナンス委員会は、ガバナンス体制の整備及び改善状況については、様々な開示文書を通じて、株主、投資家その他のステークホルダーに逐次伝達いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）※	47,895,600	16.69
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	29,837,745	10.39
株式会社日本カストディ銀行（信託口）※	14,075,000	4.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	13,820,388	4.81
LIXIL 従業員持株会	6,834,569	2.38
BNYMASTERTRUST 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6,596,831	2.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	5,562,226	1.94
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	5,420,235	1.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,740,107	1.65
JPモルガン証券株式会社	4,496,245	1.57

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

上記「大株主の状況」について

1. 上記株主情報は 2023 年 3 月 31 日現在の情報です。
2. 当社は、自己株式 51,992 株を所有しておりますが、上記の上位 10 名の株主からは除いております。上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. ※はすべて信託業務に係るものであります。
4. 2022 年 5 月 10 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が 2022 年 4 月 29 日現在でそれぞれ次のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として 2023 年 3 月 31 日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

保有株券等の数 10,975,100 株

株券等保有割合 3.50%

日興アセットマネジメント株式会社

保有株券等の数 4,733,800 株

株券等保有割合 1.51%

5. 2022 年 9 月 6 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社、ブラックロック（ネザーランド）BV (BlackRock (Netherlands) BV)、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)、ブラックロック・インスティテューション・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) 及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) が 2022 年 8 月 31 日現在でそれぞれ次のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として 2023 年 3 月 31 日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

ブラックロック・ジャパン株式会社

保有株券等の数 5,497,700 株

株券等保有割合 1.91%

ブラックロック（ネザーランド）BV (BlackRock (Netherlands) BV)

保有株券等の数 919,802 株

株券等保有割合 0.32%

ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)

保有株券等の数 601,337 株

株券等保有割合 0.21%

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

(BlackRock Asset Management Ireland Limited)

保有株券等の数 1,766,850 株

株券等保有割合 0.62%

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)

保有株券等の数 5,097,680 株

株券等保有割合 1.78%

ブラックロック・インスティテューション・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ.

(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

保有株券等の数 4,136,949 株

株券等保有割合 1.44%

ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーチー) リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited)

保有株券等の数 353,203 株

株券等保有割合 0.12%

6. 2022 年 10 月 18 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)、キャピタル・インターナショナル株式会社、キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc.) 及びキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl) が 2022 年 10 月 11 日現在でそれぞれ次のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として 2023 年 3 月 31 日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)

保有株券等の数 41,739,700 株

株券等保有割合 14.54%

キャピタル・インターナショナル株式会社

保有株券等の数 4,463,900 株

株券等保有割合 1.55%

キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc.)

保有株券等の数 1,482,500 株

株券等保有割合 0.52%

キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl)

保有株券等の数 672,800 株

株券等保有割合 0.23%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上 300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

2019年10月28日に、取締役会の中に任意・常設の委員会として「ガバナンス委員会」を設置することとしました。ガバナンス委員会は社外取締役全員で構成され、その役割・責務は以下のとおりです。

1. 全てのステークホルダーの立場を踏まえ、経営の透明性・公正性を高め、企業価値の向上を目指して、当社のコーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ること。
2. ガバナンス委員会は、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び関係部門と連携し、当社基本方針の見直し及び改定を含む当社のコーポレート・ガバナンスに関連する諸事項に関して協議又は取締役会への提言を行う。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	11名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	8名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内堀 民雄	他の会社の出身者								△			
金野 志保	弁護士											
鈴木 輝夫	公認会計士								△			
田村 真由美	他の会社の出身者											
西浦 裕二	他の会社の出身者								△			
濱口 大輔	その他								△			
松崎 正年	他の会社の出身者								○			
綿引 万里子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会			
内堀 民雄	○	○	○		<p>2019年6月就任</p> <p>内堀氏は、ミネベアミツミ株式会社の専務理事でしたが、2019年3月に退任しております。同社グループと当社グループとの間には原材料等の購入や製品の販売に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.059%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.002%であり、両社において主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。</p>	<p>内堀氏は、ミネベアミツミ株式会社の取締役専務執行役員として、同社の経営企画機能の中核を担い、事業計画の策定・M&A戦略に携わる等、日本国内及びグローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見を持つことに加え、税理士として会計・税務に関する高い専門性を有しております。2019年6月の当社取締役就任後は、特に監査委員会において、会計・税務に関する専門性を活かして、課題の発見・リスクの把握等に貢献してきました。2020年6月以降は報酬委員会及びガバナンス委員会の委員を新たに務め、各委員会での積極的な発言・活動等を通じて監督機能の向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。</p>
金野 志保	○	○	○		<p>2021年6月就任</p> <p>金野氏は、金野志保はばたき法律事務所の代表兼弁護士であります。直近事業年度において同法律事務所と当社グループとの間には取引が無いことから、主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。</p>	<p>金野氏は、法律の専門家である弁護士として長年のキャリアを持つことに加え、弁護士業務を通じて得たコーポレート・ガバナンスやダイバーシティ＆インクルージョンに関わる深い知見を有しています。同氏は企業の業務執行にあたった直接の経験はありませんが、数多くの上場企業の社外役員としての経験を有していることに加えて、弁護士業務を通じて得られたコーポレート・ガバナンスやダイバーシティ＆インクルージョンに関わる深い知見を基に、当社社外取締役としてその職務を引き続き遂行できるものと判断しております。2021年6月の当社取締役就任後は、監査委員会及</p>

						びガバナンス委員会の委員を務め、特に法務・コンプライアンスに関する専門性を活かして、コーポレート・ガバナンスに係る重要な視座の提供等、取締役会、委員会の実効性向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。
鈴木 輝夫		○	○	2019年6月就任 鈴木氏は、有限責任あづさ監査法人の副理事長でしたが、2012年6月に同監査法人を退職しております。直近事業年度において、同監査法人と当社グループとの間には取引が無いことから、主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。	鈴木氏は、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事する等、財務会計分野で高い専門性を有しております。2019年6月の当社取締役就任後は、特に監査委員会において、会計監査・財務会計分野での経験・知見を活かした提言等を通して、取締役会等の実効性向上に貢献してきました。2020年6月以降は監査委員会委員長として、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても、当社グループの監査の実効性が担保されるための各種取り組みを主導してきました。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。	
田村 真由美		○	○	2022年6月就任 田村氏は、ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現株式会社西友ホールディングス）の執行役員シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO）及び合同会社西友（現株式会社西友）の執行役員シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO）でしたが、2013年7月に退任しております。直近事業年度において、両社と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。	田村氏は、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と財務・会計に係る高い知見を有し、経営計画策定・M&Aにも携わってきました。また、NPO法人でダイバーシティ&インクルージョン推進に理事として関わった実績を有しております。近年は数多くの上場企業の社外役員を経験しており、コーポレート・ガバナンスやダイバーシティ&インクルージョンに関する深い知見を有していることから、当社社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断しております。同氏を新たに取締役として選任することにより、当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。	
西浦 裕二	○	○	○	2019年6月就任 西浦氏は、アクサ生命保険株式会社の取締役会長でしたが、2015年	西浦氏は、複数の企業の経営に携わり、かつ多くの企業再生案件に関わってきた経営のプロであり、難局に直面する企業の現場で、コーポレート・ガバナンスの再構築に関する豊富な知見・経験を有しております。	

					<p>6月に退任しております。同社と当社グループとの間には団体保険の取扱手数料に関する取引がありますが、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00001%であることから、主要な取引先には該当しておりません。また、同氏は、アクサ損害保険株式会社の取締役会長でありましたが、2015年6月に退任しております。同氏は、三井住友トラストクラブ株式会社の代表取締役会長でしたが、2018年12月に退任しております。直近事業年度において、両社と当社グループの間には取引がないことから、主要な取引先には該当しておりません。いずれの会社も当社の主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。なお、同氏は、三井住友信託銀行株式会社の顧問を5年間務め2020年3月に退任をしておりますが、業務執行に携わっておらず、独立性を有することの判断に影響を与えるものではないと判断しております。また、同社における経歴は、同氏の他業界における長い経験と知見を踏まえた就任であり、主要取引先金融グループの出身者が独立性を有しないとの一般的な懸念にはあたらないものであると判断しております。</p>	<p>す。2019年6月の当社取締役就任後は、取締役として取締役会の実効性向上に貢献することに加え、指名委員会委員長として、開かれた指名委員会を実現するべく、執行役をはじめとした執行側経営陣との面談を積極的に実施し、指名委員会の持つ権限の明確化、透明性の高い取締役・執行役候補者決定プロセスの立案・推進を主導してきました。2020年6月以降においても継続して指名委員会委員長を務め、当社コーポレート・ガバナンスの透明性の更なる向上のために、CEO後継者計画書の策定・実行、社外取締役の交代プロセスの明確化等の各種施策を主導してきました。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。</p>
濱口 大輔	○	○	○	○	<p>2019年6月就任</p> <p>濱口氏は、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことに加え、「法制審議会会社法制部会」委員、「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員を歴任する等、コーポレート・ガバナンスに関する深い見識を持っております。2019年6月の当社取締役就任後は、自身の経験を活かして株主等のステークホルダー目線を取締役会に反映させる等、取締役会の実効性向上に貢献するとともに、報酬委員会委員長として、執行役との意見交換等を通して、当社の役員報酬制度の改定を主導し、経営陣による中長期の企業価値向上を後押しする報酬制度の構築を主導しています。2020年6月以降は指名委員会及びガバナンス委員会の委員を新たに務め、各委員会での積極的な発言・活動等を通じて監督機能の向上に貢献しております。</p>	<p>濱口氏は、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことに加え、「法制審議会会社法制部会」委員、「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員を歴任する等、コーポレート・ガバナンスに関する深い見識を持っております。2019年6月の当社取締役就任後は、自身の経験を活かして株主等のステークホルダー目線を取締役会に反映させる等、取締役会の実効性向上に貢献するとともに、報酬委員会委員長として、執行役との意見交換等を通して、当社の役員報酬制度の改定を主導し、経営陣による中長期の企業価値向上を後押しする報酬制度の構築を主導しています。2020年6月以降は指名委員会及びガバナンス委員会の委員を新たに務め、各委員会での積極的な発言・活動等を通じて監督機能の向上に貢献しております。</p>

						す。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。
松崎 正年	○	○	○	2019年6月就任 松崎氏は、コニカミノルタ株式会社の非執行取締役 取締役会議長でありましたが、2022年6月に退任しております。同社グループと当社グループとの間には製品の購入や修理に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.0073%、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00002%であり、両社において主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。	松崎氏は、コニカミノルタ株式会社において、取締役兼代表執行役社長を務め、同社代表執行役社長退任後、同社にて非執行取締役として取締役会議長を務める等、グローバルに事業を開拓する上場会社の経営に長年にわたり携わっていることに加え、一般社団法人日本取締役協会『取締役会の在り方委員会』の委員長を務める等、コーポレート・ガバナンスに関する深い見識を持っております。2019年6月の当社取締役就任後は、取締役会議長として取締役会を主導し、上記の経験・見識を活かして当社コーポレート・ガバナンスの実効性向上に貢献してきました。2021年6月以降においては、新たにガバナンス委員会委員長を務め、取締役会実効性評価の実行を主導し、取締役会、委員会の課題の把握とアクションプランの推進体制の構築等、取締役会、委員会の実効性向上に係る各種取り組みを主導しました。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。	
綿引 万里子	○	○	○	2021年6月就任 綿引氏は、岡村綜合法律事務所所属の弁護士であります。直近事業年度において同法律事務所と当社グループとの間には取引が無いことから、主要な取引先には該当しておらず、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断しております。	綿引氏は、長年にわたる裁判官としてのキャリアを有し、企業法務、労働問題に関する事案を含む多くの民事事件の解決に当たってきたことに加え、複数の高等裁判所の長官を歴任し、コンプライアンス、ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管理等の組織運営に関わってきた実績を有しております。同氏は企業の業務執行に当たった直接の経験はありませんが、裁判官として多くの事件処理に当たってきた経験、高等裁判所の長官としての組織運営の経験を基に、当社社外取締役としてその職務を引き継ぎ遂行できるものと判断しております。2021年6月の当社取締役就任後は、指名委員会及びガバナンス委員会の委員を	

						務め、特に法務、人材育成・開発、労務に関する専門性を活かして、指名委員会における社外取締役の交代計画等の重要な取り組み施策の推進を担う等、積極的な発言・活動を通して、取締役会、委員会の実効性向上に貢献しております。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することを期待しております。
--	--	--	--	--	--	--

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長（議長）
指名委員会	5	0	0	5	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	8名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
瀬戸 欣哉	あり	あり	×	×	なし
松本 佐千夫	あり	あり	×	×	なし
ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	あり	あり	×	×	なし
金澤 祐悟	なし	なし	×	×	なし
ビジョイ・モハン (Bijoy Mohan)	なし	なし	×	×	なし
吉田 聰	なし	なし	×	×	なし
大西 博之	なし	なし	×	×	なし
君嶋 祥子	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会又は監査委員が法令又は内規に定める権限の行使並びに取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性の監査を補助すべき専担組織として監査委員会事務局を設置しております。国内の主要な子会社には非常勤の監査役として「専任監査役」を配置し、派遣先で監査役監査の役割を担うとともに、グループガバナンスの充実に寄与しています。専任監査役は、当社の監査委員会から直接派遣されるため、専任監査役は業務監査及び内部統制上の問題の兆候に気づいた場合には、直ちに監査委員会に報告いたします。当該監査委員会事務局及び専任監査役に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、執行役はそれに対する指揮命令を行わないこととしており、監査委員会事務局及び専任監査役の人事異動及び人事評価等に関しては監査委員会の決議事項としております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の実施にあたり、監査委員、専任監査役及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、情報の共有化を図るとともに常時連携を保ち、それぞれ効率的な監査の実施に努めています。また、会計監査人とも積極的な情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。また、経理部門及び内部統制部門は、内部統制に関して Corporate Audit 統括部（内部監査部門）の内部監査を、事業報告に関して監査委員会監査を、会社法及び金融商品取引法に基づき会計監査を受けております。なお、当社は会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を同監査法人と締結し、監査計画の説明を受け、また監査報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

8名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を有する社外役員を全て独立役員に指定しております。

社外取締役は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有するとともに、当社の独立性判断基準を満たすこととしております。

当社の独立性判断基準は、以下のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有していると定めております。

イ. 当社の 10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者（以下、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する「業務執行者」をいう。）

ロ. 当社が 10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者

ハ. 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の 2 %以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者

ニ. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者

ホ. 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者

ヘ. 当社グループから年間 1,000 万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という。）である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の 2 %を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者

ト. 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等をいう。）である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の 2 %を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者

チ. 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族がイからトまでのいずれかに該当する者

リ. 過去 5 年間において、イからチまでのいずれかに該当していた者

ヌ. 当社グループの業務執行者（イの定めにかかるわらず、業務執行取締役、執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。）が役員に就任している会社の業務執行者

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

経営の監視・監督をする取締役の報酬と、業績の責任を担う執行役の報酬は別体系としております。取締役が執行役を兼務する場合は、執行役の報酬制度を適用いたします。

取締役の報酬制度は、取締役が法定任期中の経営の監視・監督を行うに際しては、その行為が持続的な企業価値向上に資することが求められるため、基本報酬と株価連動報酬により構成しております。また、社外取締役が取締役会の議長、各委員会の委員長を担う場合には、当該職務に対する手当（以下、「議長・委員長手当」）を支払います。

執行役の報酬制度は、事業成長の加速に不可欠で有為な人材の確保、経営目標達成への強い動機づけとその結果に応じて公平・公正に報いること、さらには株主をはじめとするステークホルダーの信頼と評価が適正に報酬に反映されることを実現するという方針のもと、基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬により構成しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、執行役

該当項目に関する補足説明

株式報酬制度として、2015年3月期までストックオプション制度を導入しておりました（2017年3月期は例外的に新任執行役のみ付与）。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

[役員区分毎の報酬等]

事業報告において役員区分毎の報酬等の金額と対象となる員数を開示しております。これに加えて、有価証券報告書と当社ホームページにおいては、報酬等の総額が1億円以上である役員の氏名と報酬等の金額を開示しております。

なお、2023年3月期の役員区分毎の報酬等の金額と対象となる員数は以下のとおりであります。

- ・社外取締役 8名に対し、基本報酬 139 百万円、株価連動報酬 36 百万円、合計 175 百万円
- ・執行役 8名に対し、基本報酬 576 百万円、業績連動報酬 0 百万円、株価連動報酬 422 百万円、各種手当 224 百万円、合計 1,222 百万円
- ・全役員 16名に対し、基本報酬 715 百万円、業績連動報酬 0 百万円、株価連動報酬 458 百万円、各種手当 224 百万円、合計 1,397 百万円

(注)

1. 日本基準による金額であります。
2. 上記の報酬等の額には、当社が負担する報酬等のほかに、当社子会社が負担する報酬等を含めた金額を表示しております。なお、上記の報酬等の額のうち、当社が負担する報酬等の額は 1,301 百万円（社外取締役 8名に対し 175 百万円、執行役 8名に対し 1,126 百万円）となっております。
3. 社外取締役の基本報酬の額には、議長・委員長手当が含まれております。
4. 業績連動報酬及び株価連動報酬は、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
5. 下記「報酬の額又はその算定方法の決定方針」に記載の【各種手当】として、生計費補填や所得税手当等の付加給付 224 百万円を支給いたしました。

[ペイ・レシオ]

2022年3月期の従業員の平均年間給与は6,979,421円であり、CEOの報酬等の総額とのペイ・レシオは42.2となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容		

[報酬基本方針] 取締役及び執行役の報酬は、以下に定める基本方針に従い決定いたします。

- ① 短期及び中長期の業績と持続的な企業価値の向上を促進する
- ② 事業成長の加速に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する
- ③ 株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する
- ④ 報酬委員会においては、経済・社会情勢や当社の経営状況のほか、外部専門機関の客観的指標や助言を踏まえて検討する
- ⑤ 個人の報酬については、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を考慮する

[報酬体系]

上記【インセンティブ関係】に記載の通り、取締役の報酬制度は基本報酬、株価連動報酬及び議長・委員長手当により構成し、執行役の報酬制度は基本報酬、業績連動報酬及び株価連動報酬により構成しております。

[基本報酬] 社外取締役の基本報酬は、報酬基本方針の趣旨に沿って、国内企業における上位グループの水準を参考情報として参照しながら、当社における社外取締役の役割を踏まえて決定しております。執行役の基本報酬は、報酬基本方針の趣旨に沿って、日本国内外の報酬水準を参考情報として参照しながら、各役員執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しております。参照する報酬水準の内容は、外部専門機関の各国データを主にGlobal Industry Classification Standardの区分に沿って、売上収益や時価総額等の基準で比較しております。また、居住国を理由とする報酬格差はできるだけ解消していく方針にしております。取締役と執行役の基本報酬は、定められた年間の支給額を12か月分に分割のうえ、月次で支給しております。

[業績連動報酬] 業績連動報酬において重要なことは、執行役の取組みに対する強い動機づけと、業績結果に応じて公平・公正に報いることであるため、その算定方法については、報酬委員会による執行役へのヒアリングを丁寧に行ったうえで決定しております。なお、取締役は経営の監視・監督を行う立場であることから、社外取締役の報酬には業績連動報酬はありません。

①算定対象期間と支給時期：業績連動報酬の算定対象期間と会計年度は一致しております。また、支給時期については、算定対象期間に係る計算書類の内容が定時株主総会に報告された日から1か月以内に1回で支払うものとしております。

②計算式：業績連動報酬＝「業績連動報酬の基準額（下記③）」×「業績目標達成度に応じた支給率（下記④及び⑤）」

③業績連動報酬の基準額：算定対象期間における基準額は、報酬基本方針の趣旨に沿って、外部専門機関による役員報酬に関する調査結果に基づき、事業規模が同水準の国内外企業との報酬水準比較をしたうえで、対象役員の職責等に応じて、基本報酬に対する一定の割合として報酬委員会により個別に決定しております。

④業績目標達成度：業績目標達成度は、業績連動報酬の算定対象期間の期首に決算短信等で開示された業績目標項目の予想数値に対して、有価証券報告書で開示される実績数値が達成した割合を算出して適用いたします。業績目標項目が複数ある場合は、各々の業績目標達成度に、各業績目標が業績目標全体に占める割合を乗じ、それらを合計して算出いたします（以下「ウェイト適用後達成度」）。

業績目標項目は、重要な経営目標の一つとしている資本効率の改善の指標である投下資本利益率（以下、「ROIC」）に加えて、事業管理指標である事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益（以下、「当期利益」）といたしました。
ROIC：業績目標全体に占める割合 40%、目標 5.0%、実績 1.5%、ウェイト適用後達成度 12.0%

事業利益：業績目標全体に占める割合 30%、目標 81,000 百万円、実績 25,745 百万円、ウェイト適用後達成度 9.5%

当期利益：業績目標全体に占める割合 30%、目標 51,000 百万円、実績 15,991 百万円、ウェイト適用後達成度 9.4%

全項目の業績目標達成度：30.9%

業績目標達成度（%） = ROIC の達成率（%）× 0.4 + 事業利益の達成率（%）× 0.3 + 当期利益の達成率（%）× 0.3

なお、ROIC と事業利益は下記の計算方法で算出いたしました。

ROIC = 営業利益 × (1 - 実効税率) ÷ {営業債権及びその他の債権 + 棚卸資産 + 固定資産（のれん等無形含む） - 営業債務及びその他の債務}

事業利益 = 売上収益 - (売上原価 + 販売費及び一般管理費)

⑤業績目標達成度と支給率の関係：上記④で算出された業績目標達成度に応じて、業績達成への難易度と動機づけの効果を総合的に鑑み、支給率を以下のとおりに設定しております。なお、2023 年 3 月期の支給率は 0 % ありました。上記④の業績目標達成度から⑤の支給率決定までの一連の計算においては、支給率の算定時点において小数点第 2 位以下を四捨五入いたします。

業績目標達成度・支給率

50%未満の場合：0%

50%以上 100%未満の場合：業績目標達成度と同じ

100%以上 150%未満の場合：{(業績目標達成度 - 100) × 2 + 100} %

150%以上の場合：200%

[株価連動報酬] 2020 年 3 月期から取締役及び執行役に対して、株価連動型の金銭報酬制度であるファンタムストック制度を導入しており、導入以降、現在に至るまで、ファンタムストック制度に期待する効果が確かに発揮されていることを報酬委員会が確認しております。その一方で、日本のコーポレート・ガバナンス改革がめざましく進んでいる昨今においては、経営陣が自社株式を保有する意義がますます強調されるようになってきたことを鑑み、執行役の中長期インセンティブ報酬制度の見直しに関する審議を報酬委員会において行いました。その結果、執行役が、在任期間にわたり株主の皆様との利害共有を深め、中長期的な価値創造に勤しむことを促すために、2023 年 4 月から、現行のファンタムストック制度を執行役の株価連動報酬制度全体の 50% とし、残りの 50% を譲渡制限付株式報酬制度とすることを 2023 年 2 月 16 日の報酬委員会において決議いたしました。

[株価連動報酬 I ファントムストック制度] 取締役及び執行役が、中長期にわたり当社の持続的な企業価値の向上を図るための監視・監督、経営判断を行うことを促すため及び株主との企業価値共有を強めるために、加えてグローバル役員報酬体系の統一により国内外から優秀な人材を確保するために、2020 年 3 月期から株価連動型の金銭報酬制度であるファンタムストック制度を導入しております。金銭報酬の形式をとっておりますが、実質的には譲渡制限付株式報酬制度等と同様に、株価への影響を意識した行動を取締役及び執行役に促しております。なお、当社のウェブサイトでは、各役員が所有する当社株式数と擬似株（以下、「ファンタムストック」）の株数を掲載しております。

①付与日：2021 年 3 月期以降の各事業年度において、取締役は定時株主総会日に、執行役は事業年度開始日にファンタムストックが付与されます。

②付与株数：社外取締役に付与されるファンタムストックの株数は、報酬基本方針の趣旨に沿って、社外取締役の職責等を踏まえて設定された係数を年間の基本報酬に乗じることにより算定される基準額を、付与日の前 30 営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定いたします。執行役に付与されるファンタムストックの株数は、報酬基本方針の趣旨に沿って、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に設定された係数を年間の基本

報酬に乘じることにより算定される付与額を、付与日の前 30 営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定いたします。なお、算定に適用する株価は、前 30 営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。

2023 年 3 月期の付与株数は、社長が基本報酬の 200%、副社長が基本報酬の 75%、専務（中央値）が基本報酬の 44% に相当する株数がありました。2023 年 4 月 1 日時点での累積されているファントムストックの付与株数は、社長が 242,315 株、副社長が 41,368 株であります。

③ファントムストックの付与日から確定精算日までの期間（以下、「保有期間」）：取締役の保有期間にについては、企業価値向上へ取り組む役割と経営を監視・監督する役割を鑑み、法的任期に合わせて 1 年とし、執行役については、持続的な企業価値向上へ取り組む役割と、中長期にわたり経営に携わるためのリテンションの観点から 3 年としております。なお、役員は、ファントムストックの保有期間ににおいて、当社の株主総会における議決権その他の株主権（剰余金の配当を受ける権利を含むがこれに限らない）を有しません。また、役員の死亡により相続人が承継する場合を除き、付与日から確定精算日までの間、本権利の全部又は一部について第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできず又は承継させないものとしております。

④確定精算日：ファントムストックの保有期間が満了した時点において、役員の全保有株数について、確定精算を行います。なお、役員の責めによらない退任（定年、死亡を含む）及び当社を消滅会社とする合併や第三者による当社買収の結果退任する場合は、退任時点において全保有株数について確定精算を行います。

⑤確定精算額：確定精算額は、確定精算日における役員のファントムストックの保有株数に、確定精算日の前 30 営業日の当社株価終値の平均値を乗じることにより算定します。ただし、確定精算額は付与額の 500% を上限としております。なお、算定に適用する株価は、確定精算日の前 30 営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。また、確定精算額が確定した後、1 か月以内に支払うものとしております。

[株価連動報酬 II 譲渡制限付株式報酬制度] 2023 年 4 月から、執行役に対して株価連動報酬制度全体の 50% を譲渡制限付株式報酬制度とすることを 2023 年 2 月 16 日の報酬委員会において決議いたしました。なお、対象となる執行役については、取締役を兼務する執行役を含み、国内非居住者を除きます。国内非居住者については、ファントムストック制度を適用いたします。

①割当日：各事業年度において、原則、事業年度開始日から 2 か月以内に割り当てることとしております。2024 年 3 月期における割当日は、2023 年 5 月 16 日となっております。

②割当株数：執行役に割り当たられる譲渡制限付株式の株数は、報酬基本方針の趣旨に沿って、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に設定された係数を年間の基本報酬に乗じることにより算定される基準額を、事業年度開始日の前 30 営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定いたします。なお、算定に適用する株価は、事業年度開始日の前 30 営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。これは、執行役の株価連動報酬を構成するもう一つの制度であるファントムストック制度における付与株数を計算する際に用いる株価と同じであり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

③譲渡制限期間：譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」）は、割当日から割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任するまでの期間であります。本譲渡制限期間中、割当対象者は、当該割当対象者に割り当たられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」）。

④譲渡制限の解除：割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して、当社の執行役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社の執行役の地位から退任した場合には、本譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の 4 月から割当対象者が当社の執行役の地位から退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるも

のとする）の本割当株式につき、割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしております。

⑤譲渡制限付株式の無償取得：割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社の執行役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって、当社は当然に無償で取得するものとしております。また、本割当株式につき、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」）において上記④の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしております。

⑥組織再編等における取扱い：本割当株式につき本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社報酬委員会決議により、本譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしております。この場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得するものとしております。

[株式保有ガイドライン] 2024年3月期より株式保有ガイドラインを設定し、執行役は在任期間にわたり以下の金額に相当する数以上の自社株式の保有に努めるものとしております。

代表執行役：基本報酬の額の3倍、その他の執行役：基本報酬の額の1倍

[マルス・クローバック条項] 業績連動報酬及び株価連動報酬において、当社に重大な会計上の誤りがあった場合や対象者に重大違反行為等があったと取締役会が判断した場合には、報酬委員会が当該事由に基づき、権利確定前の報酬の減額、消滅及び権利確定後の報酬の返還を決定できるものとしております。

[各種手当] 執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令・慣行・水準等を勘案し当社が定める費用等を負担する場合があります。ただし、その支給期間は原則として就任から3年間としております。なお、支給時期については、定められた年間の支給額を12か月に分割の上月次で支給するもののほか、費用の性質により予め定められた期日に支給するものがあります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会開催に際しては、資料を社外取締役に事前に配布するとともに、個々の問合せに対しては取締役会室、監査委員会事務局の担当者が対応する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】元代表取締役等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職 ・ 地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、 報酬有無等)	社長等 退任日	任期
杉野 正博	顧問	当社の取引先等ステークホルダーとの良好な関係づくり、愛知県名古屋市及び常滑市地域での地域活動等 (経営非関与)	非常勤 報酬 無	2011/06/23	一年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項	
--------	--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(取締役会)

取締役会は法令で定められた事項や経営の基本方針及び経営上の重要事項に係る意思決定をするとともに、取締役及び執行役の職務の執行状況を監査しております。特に、社外取締役は、独立した立場から高い監査機能を発揮し、コーポレート・ガバナンスをより強固で実効性のあるものとしております。

現在の取締役会は、取締役 11 名で構成され、うち 8 名が社外取締役であります。社内取締役のうち 1 名が外国籍の女性、社外取締役のうち 3 名が日本国籍の女性です。

取締役会は、原則として月 1 回開催することとしており、2023 年 3 月期においては 15 回開催されました。2023 年 3 月末時点の取締役会のメンバー及び 2023 年 3 月期の取締役会への出席状況は以下の通りであります。

瀬戸 欣哉 15/15 回 (100%)

松本 佐千夫 15/15 回 (100%)

ファ・ジン・ソン・モンテサーノ 15/15 回

(100%)

内堀 民雄 14/15 回 (93%)

金野 志保 15/15 回 (100%)

鈴木 輝夫 15/15 回 (100%)

田村 真由美 12/12 回 (100%)

西浦 裕二 15/15 回 (100%)

濱口 大輔 15/15 回 (100%)

松崎 正年 15/15 回 (100%)

綿引 万里子 15/15 回 (100%)

(指名、監査、報酬委員会、ガバナンス委員会)

指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び任意の委員会であるガバナンス委員会が、その責務と役割を実効的に果たすことができるようになりますために、当社は特に以下の体制をとっております。

(1) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の構成員の過半数は、いずれも当社の独立性基準を充足する独立社外取締役とする。

(2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員長及び議長は、いずれも独立社外取締役が務める。

(3) ガバナンス委員会は、社外取締役全員で構成する。

各委員会の審議内容及び決議事項については、直後に開催された取締役会において、各委員会の委員長から報告しております。

・指名委員会は、現在社外取締役 5 名で構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。また、取締役会が、執行役及び代表執行役の選任・選定及び解任・解職等を指名委員会に対して諮問し、指名委員会は、執行役及び代表執行役の選任・選定及び解任・解職等について取締役会にその意見を答申いたします。

指名委員会は、1 年に 1 回以上必要に応じて開催することとしており、2023 年 3 月期においては 13 回開催されました。2023 年 3 月末時点の指名委員及び 2023 年 3 月期の指名委員会への出席状況は以下の通りであります。

西浦 裕二 13/13 回 (100%)

金野 志保 10/10 回 (100%)

濱口 大輔 13/13 回 (100%)

松崎 正年 13/13 回 (100%)

綿引 万里子 13/13 回 (100%)

・監査委員会は、現在社外取締役 4 名で構成され、取締役及び執行役の職務の執行状況の監督のほか、監査方針、監査計画及び株主総会に提出する会計監査人の選解任議案等の内容の決議をしております。

監査委員会は、原則として 2 ヶ月に 1 回以上必要に応じて開催することとしており、現在、毎月 1 回以上の委員会を開催しており、2023 年 3 月期においては 14 回開催されました。2023 年 3 月末時点の監査委員及び 2023 年 3 月期の監査委員会への出席状況は以下の通りであります。

鈴木 輝夫 14/14 回 (100%)

内堀 民雄 14/14 回 (100%)

金野 志保 14/14 回 (100%)

田村 真由美 9/9 回 (100%)

・報酬委員会は、現在社外取締役 4 名で構成され、取締役及び執行役の職務の対価として当社から受ける報酬等に係る方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定を行っております。なお、2020 年 3 月期の報酬委員会から、当社グループの海外法人の幹部の報酬等についても、グループ全体の報酬ガバナンスの充実を図る目的で、当社の報酬委員会において管理することとしました。

なお、報酬委員会が役員報酬の決定を行う際には、当社の経営方針と外部専門機関の助言等を充分に踏まえて審議を行いました。

報酬委員会は 1 年に 1 回以上開催することとしており、2023 年 3 月期では 11 回開催されました。2023 年 3 月末時点の報酬委員及び 2023 年 3 月期の報酬委員会への出席状況は以下の通りであります。

濱口 大輔 11/11 回 (100%)

内堀 民雄 11/11 回 (100%)

西浦 裕二 11/11 回 (100%)

綿引 万里子 9/9 回 (100%)

・ガバナンス委員会は、独立社外取締役全員によって構成され、当社のコーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図るため、当社基本方針の見直し及び改定、取締役会実効性評価実施の主導等の事項について、協議又は取締役会への提言を行います。ガバナンス委員会は、法定の三委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）と連携して、当社ガバナンス体制の整備、改善に努めていくものとしております。また、改善状況については、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等の開示文書を通じて、株主、投資家、その他のステークホルダーの皆様に報告します。

ガバナンス委員会は四半期に 1 回以上開催することとしており、2023 年 3 月期では 7 回開催されました。2023 年 3 月末時点ガバナンス委員及び 2023 年 3 月期のガバナンス委員会への出席状況は以下の通りであります。

松崎 正年 7/7 回 (100%)

内堀 民雄 6/7 回 (86%)

金野 志保 7/7 回 (100%)

鈴木 輝夫 7/7 回 (100%)

田村 真由美 5/5 回 (100%)

西浦 裕二 7/7 回 (100%)

濱口 大輔 7/7 回 (100%)

綿引 万里子 7/7 回 (100%)

(執行役会)

執行役会は、執行役全員で構成され、取締役会が決定した基本方針に基づく業務執行の決定機関として、当社及び当社グループ全体の業務執行に係る重要事項について決定等を行っております。

執行役会は、原則として毎月1回開催することとし、臨時執行役会は必要に応じて随時開催することとしており、2023年3月期には全部で14回開催されました。各執行役の出席状況は以下の通りであります。

瀬戸 欣哉 14/14回(100%)

松本 佐千夫 14/14回(100%)

ファ・ジン・ソン・モンテサーノ 14/14回(100%)

金澤 祐悟 14/14回(100%)

ビジョイ・モハン 14/14回(100%)

吉田 晃 14/14回(100%)

大西 博之 13/14回(93%)

君嶋 祥子 14/14回(100%)

(専任監査役制度)

当社グループの監査委員会を支える体制の充実及びグループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する「専任監査役」を国内の主要子会社に配置し、子会社における監査活動の実効性を高めコーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

専任監査役は5名以内の適正人員で構成し、監査委員会との定期的な会合や監査委員会事務局経由で監査実施状況の報告等を行います。

(内部監査)

当社グループでは、Corporate Audit 統括部が国内外のグローバルな内部監査組織を統括し、グループ全体として統一的かつ網羅的なグループ監査を実施しております。また Corporate Audit 統括部の活動では、会計監査、業務監査、内部統制評価などの従来の内部監査に加え、当社グループ全体の持続的成長を実現するために内部監査体制及びプロセスを継続的に見直し、当社グループ全体のガバナンス強化、内部統制及び人材開発を図っております。

(監査委員会監査)

当社の監査委員会は、当社及び子会社の内部監査部門並びに専任監査役と密接な連携を保つことにより、効率性をめざして監査を実施しております。監査委員会は、定期的に内部監査部門及び専任監査役から監査結果の報告を受けるとともに適宜指示を行い、執行役等へのヒアリングの実施、社内の重要な会議への陪席、重要な会議の議事録や稟議書等の閲覧等により、当社及び主要な子会社の内部統制システムの構築・運用状況の監査並びに取締役及び執行役の職務執行状況の監査を行っております。また、定期的にグループ専任監査役会議を開催し、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図っております。

なお、監査委員会は4名の監査委員により構成されており、このうち委員長の鈴木輝夫は公認会計士として長年監査業務に従事した経験があり、また委員の内堀民雄は税理士資格を有しており、委員の田村真由美は最高財務責任者(CFO)に従事した経験があることから、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

(会計監査)

当社は有限責任監査法人トーマツとの間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社監査委員会と会計監査人とは定期的な情報共有の場を持っており、各々の監査方針や期中に発生した諸問題について情報交換を実施する等、相互の監査の質の向上に努めております。また、事業年度末には監査報告会を実施し、具体的な決算上の課題につき意見交換を行っております。

2022年3月期において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員： 鈴木 泰司、大橋 武尚、古川 真之

- ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 28名、その他 42名

(その他の委員会)

当社は、グループ会社に対するガバナンスを充実させるために、任意の委員会として取締役会の中にガバナンス委員会を設置するとともに、投資審査委員会、M&A委員会、リスクマネジメント委員会、コーポレート・レスポンシビリティ委員会及びコンプライアンス委員会等、執行側の任意の委員会を適宜開催し、経営戦略、中長期方針や投資案件等を審議し、意思決定の迅速化を図るとともにガバナンスの有効性を高めております。

(責任限定契約)

当社は定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

(補償契約)

当社は、取締役及び執行役との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しており、同項第1号に定める費用（弁護士費用等の防御費用）を法定の範囲内において当社が補償することとしております。ただし、補償額には上限を設けるとともに、当社が役員に対して防御費用を支払った後、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した等の場合には、当社は当該役員に対して防御費用を返還請求できることとしております。また、これらに加え、補償の実施等の決定は取締役会の審議により行うこととしており、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の執行と監督の分離を行い、執行役による迅速な業務決定を可能にするとともに、経営の透明性を確保することを目的として、2011年6月23日開催の株主総会での決議を経て、委員会設置会社（現在の「指名委員会等設置会社」）へ移行いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ・経営の監督と執行を明確に分離し、企業価値向上の観点から経営陣による業務執行を監督することができる取締役会構成を維持すること
- ・少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を適切に経営に反映させることができる独立社外取締役候補者を選定すること
- ・全ての委員会を独立社外取締役で構成し、執行からの独立と透明性を保つこと

<近時の当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス改革の変遷>

2019年10月：ガバナンス委員会を任意常設の委員会として設置。指名委員会規則・当社基本方針を改定し、経営の透明性・公正性を向上

2019年12月～2020年2月：取締役候補者の選定プロセスの一環として、外部専門機関による社外取締役の相互推薦投票を実施

2020年3月：取締役会・委員会の年間活動予算を取締役会で承認（以降、年に一度取締役会で同様の取組みを実施）

2020年5月：取締役会のスキルマトリックスを導入

2020年6月：定款を変更し、執行役の任期を事業年度末までに変更（執行役の事業年度における経営責任を明確化するため）

取締役会の構成を社内取締役3名、社外取締役6名に変更。法定三委員会、ガバナンス委員会を独立社外取締役のみで構成

2020年8月：役員研修(研修会・拠点視察等)の実施、就任時オリエンテーションの体系化（以降、年に一度取締役会で実行状況を監督）

2020年10月：CEO後継者計画書を策定

2020年10月～12月：外部専門機関に執行役アセスメントを委託

2020年12月：持株会社であった株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL）とその子会社の株式会社LIXIL（合併により消滅）の合併により、持株会社と事業会社の2層構造を解消し、意思決定の透明性を高めることで、ガバナンス体制を強化

2021年6月：取締役会の構成を社内取締役3名、社外取締役7名に変更

2021年11月～2022年1月：取締役会の実効性評価を外部専門機関に委託（以降、最低3年に一度外部機関に委託することを当社基本方針に規定）

2022年3月：CR方針（現在のインパクト戦略）を取締役会で承認

2022年6月：取締役会の構成を社内取締役3名、社外取締役8名に変更

2023年3月：サステナビリティを巡る課題に対する当社独自の取組みに係る方針・戦略を明確にすることを目的に、取締役会としてインパクト戦略を承認

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に先立ちホームページ上に開示することで早期周知に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日の設定にあたり、いわゆる株主総会の集中日を回避するとともに、早期の開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	当社は、2022年6月21日開催の第80回定時株主総会を、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会で実施しており、遠方からでも多くの株主が出席し、議決権も行使できる体制を整えるとともに、透明性を確保した株主総会運営に努めおります。株主総会議案の議決結果につきましては、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づき臨時報告書を株主総会終了後に遅滞なく提出の上、ホームページに掲載しております。また決議通知もホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	ホームページの投資家向け情報に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜行う方針にしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、四半期決算短信発表時等に開催し、決算内容、経営方針及び施策の進捗状況等について説明しております。説明会の音声または動画、スクリプトは、日本語・英語でライブ配信を行ったうえで、説明会終了後速やかに当社ホームページに掲載しています。また、その他に重要な開示事項に関する説明会、個別ミーティングやグループミーティング等を多数開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、決算説明会の音声と動画を配信する際、同時通訳で英訳したものも配信しております。また、個別ミーティングやグループミーティングなど多数開催しております。	あり

IR 資料のホームページ掲載	<p>統合報告書を含む IR 資料の掲載のほか、個人投資家向けのページも作成し掲載しております。</p> <p>また、代表者自身による経営方針説明、決算説明会等の音声または動画、スクリプトは、日本語・英語でのライブ配信を行ったうえで掲載しています。</p> <p>https://www.lixil.com/jp/investor/</p> <p>さらに、IR に関するご質問は、ホームページ「お問い合わせ」から IR 室が直接お受けして対応しております。</p>
IR に関する部署（担当者）の設置	IR に関する専門部署として IR 室を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページに掲載している、以下の中に明示しております。 LIXIL 行動指針 https://www.lixil.com/jp/about/governance/pdf/LIXIL_CoC_jp.pdf グループ企業行動憲章 https://www.lixil.com/jp/about/governance/pdf/LIXIL_GCoCB_jp.pdf
環境保全活動、CSR活動等の実施	インパクト戦略を策定し、ホームページに掲載しております。 https://www.lixil.com/jp/impact/structure/impact_strategy.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、ホームページに掲載しております。 https://www.lixil.com/jp/investor/strategy/policy.html
その他	<p>＜役員の多様性＞</p> <p>当社基本方針第 21 条「取締役会の構成」では、「取締役会の人員構成について、(中略)ジェンダー、国際性、職歴、年齢、人種、民族の要素を含む多様性の確保に重点を置き、ジェンダー、国籍、年齢のみならず、知識、経験、見識、バックグラウンドも含めた多様な構成を目指す」と規定しております。当社役員の男女別構成は、取締役 11 名のうち 4 名が女性、執行役 8 名のうち 2 名が女性となっております。また、取締役のうち 1 名、執行役のうち 2 名が外国籍となっております。</p> <p>＜多様性の尊重＞</p> <p>当社基本方針第 16 条で「多様性の確保等」を規定しています。当社グループは、社内外の人びとの多様性を尊重します。特に、製品やサービスなどを通じて、高齢者や障がい者の生活の質の向上に貢献し、社内では、多様な従業員の英知や視点を活かし、成長とイノベーションの原動力とします。</p> <p>また、LIXIL Diversity & Inclusion 宣言「我々はあらゆる違いを尊重し、組織を越えたオープンで率直なコミュニケーションを大切にします。多様性から生み出される活力を起業家精神醸成の源とし、成長とイノベーションの原動力とします」のもとで各拠点の実情に応じた取り組みを実践しています。</p> <p>当社グループは、年齢、ジェンダー、国籍、価値観、障がいの有無等に関係なく誰もが尊重され生き生きと働く企業集団を目指しており、女性活躍推進に加</p>

え、障がい者の活躍の場を広げ、LGBT への理解を深め、そして全員が自身のパフォーマンスを十分に発揮できるよう働き方改革にも取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりです。なお、これらにつきましては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。

(イ)当社の執行役、使用人及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下当社グループという）は、グループ共通の倫理規定として行動指針を定め、役員を含む全従業員が年1回の研修及び遵守の誓約を行う。

あわせて当社グループは、当社グループの役職員が当社法務・コンプライアンス担当部署又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。

また、当社グループは、反社会的勢力を一切認めず、またその活動の助長や運営に資する疑いとなる行為に自ら関与しない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

(ロ)当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査委員は、規程に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。

また、情報の管理については、情報セキュリティ規程、個人情報保護方針を定めて対応する。

(ハ)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループの抱えるリスクを常に注視するとともに、その対応の状況について確認及び指導を行う。各社にリスクマネジメント会議等を設置し、定期的に各社のリスクの状況を確認するとともに、適宜開催するリスクマネジメント委員会において、当社及びグループ各社に多大な影響を及ぼす可能性がある未知なるリスクを予測し、事前に対処する体制を整えリスク対応能力の向上に努める。さらに、定期的に開催される取締役会・執行役会等において、必要に応じて各社のリスクに対する報告を義務づけている。

さらに、当社グループは、リスクマネジメント基本規程等を定め管理し、危機発生時の管理体制を確立している。事業継続計画については、当社グループは、B C P（Business Continuity Plan）要領書、同マニュアルに基づく教育・訓練を実施する。

(ニ)当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役が責任をもって担当する領域を明確にする。

また、全執行役が出席する執行役会を定期的に開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。さらに、執行役会の下部機関として各種委員会を設置し、グループ全体の重要な投資案件や M&A・組織再編案件等を審査し、意思決定の迅速化を図る。

また、当社グループ全体を網羅する経営計画及び短期計画を策定する。かかる策定の作業については、当社子会社の自立的な経営判断・独立性を尊重しながら、その意思決定をサポートする。

(ホ)その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。

また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

(ヘ)当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専担組織として監査委員会事務局を設置する。また、当社グループの監査委員会を支える体制の充実及びグループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する「専任監査役」を主要子会社に配置する。なお、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

(ト)前号の使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局及び専任監査役の人事異動及び人事評価等に関しては監査委員会の決議事項としており、当該使用者の任命・異動・評価等については、事前に監査委員と人事部門長が協議する。

また、当該使用者に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、各部門はその指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

(チ)当社の執行役及び使用者が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

監査委員は、執行役又は会計監査人その他の者から、重要な報告又は意見若しくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。

代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。

また、法務・コンプライアンス担当部署は、懸念報告（内部通報）の状況に関し定期的に監査委員会に報告する。

監査委員は定例の取締役会に出席し、取締役会で定期的に実施される執行役の職務執行状況報告を受ける。

執行役及び従業員は、監査委員会によるヒアリング等において、職務の執行状況を監査委員に報告する。

また、監査委員会が選定する監査委員は、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでもその職務の執行に関する事項の報告を求め、また、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでも当社の業務及び財産の状況を調査することができる権限を有する。専任監査役は、監査委員会との定期的な会合や監査委員会事務局経由で監査実施状況の報告等を行う。

(リ)当社の子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者及び使用者又はこれらの人から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社は、定期的に当社の子会社の取締役等が出席する経営会議等を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社の取締役等に対して隨時当社監査委員会への出席・報告を義務づける。また、監査委員会が選定する監査委員は、当社の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

(ヌ)当社で懸念報告（内部通報）した者、監査委員への報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの懸念報告制度運用規程等において、当社グループの役職員が懸念報告（内部通報）を行うことができるることを定め、その通報の方法等を当社グループ内に周知する。また、懸念報告（内部通報）の状況は、適時監査委員会へ報告され、規程により当該通報その他監査委員への報告による解雇その他の不利益取扱いを禁止する。

(ル)当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、その費用を負担する。

また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(ヲ)その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社及び子会社の会計監査人や当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受けるとともに、グループ各社の専任監査役等とは定期的にグループ専任監査役会議を開催し、連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループは、反社会的勢力との接触・取引を禁止して、「私たちは、反社会的な団体・個人（総会屋や暴力団など）を一切認めず、その活動を助長し、またはその運営に資することとなる疑いがある行為に自ら関与しません。彼らの脅しや強迫的な態度には、お客様としてであっても、取引先としてであっても組織で対処し、それに屈することなく毅然とした態度で臨みます」との、基本的な考え方を明文化しております。

- ・当社グループは、上記の基本的な考え方を含む「LIXIL行動指針」を定め、経営トップからのメッセージとして全社員が実践することを求めております。この運用に当たっては、主管部署を定めるとともに、コンプライアンス委員会において整備状況の定期的な見直しと再評価を実践しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を講じてまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

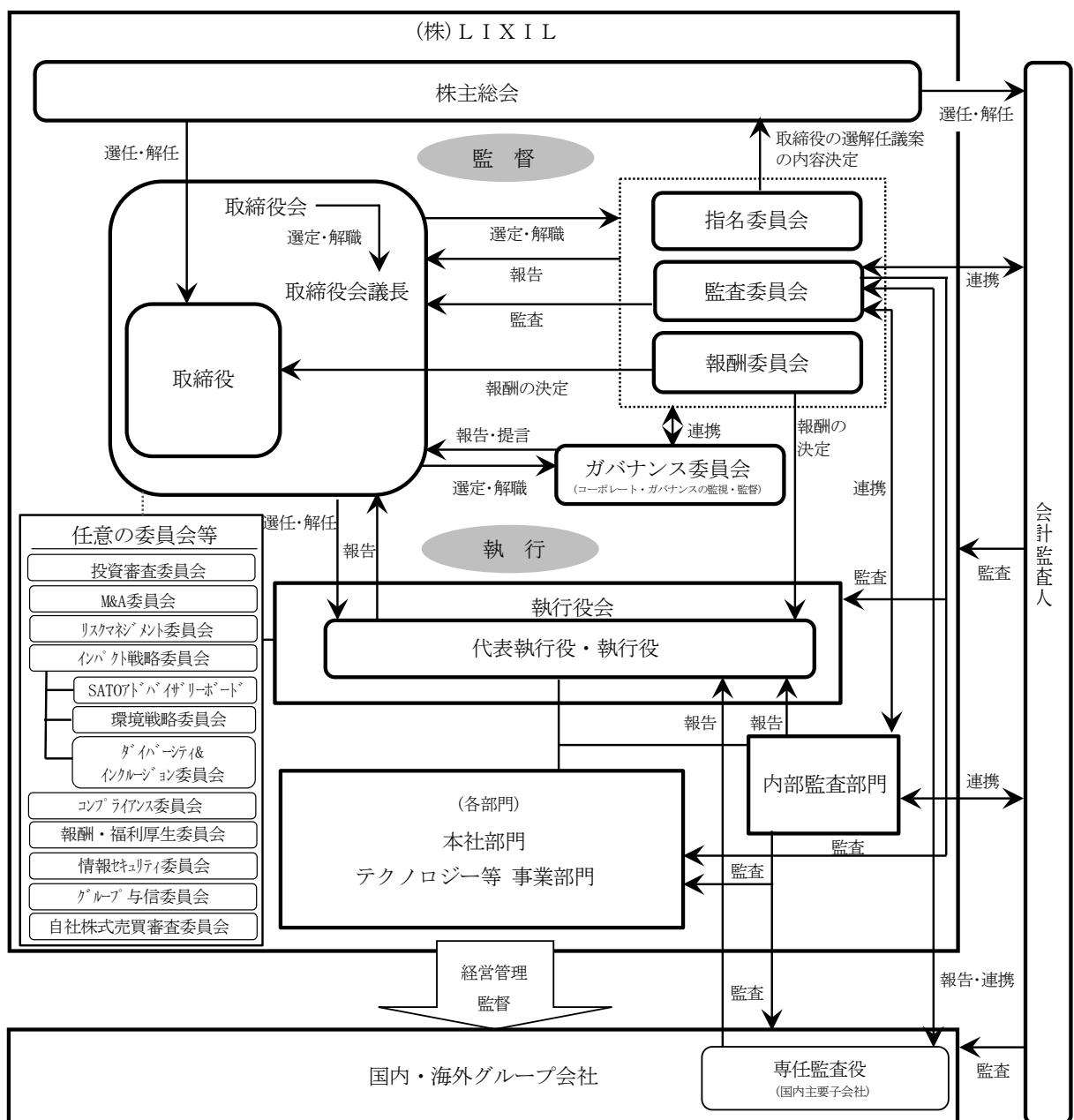
当社は、情報開示について、適時・適切な開示が行われるよう次の社内体制をとっています。

重要な会社情報の内、取締役会の決議又は報告が必要な事項については、執行役会又は担当部門から取締役会に付議又は報告されます。その他の重要な会社情報については、当社各部門又はグループ会社から執行役会に付議又は報告されます。また特定案件*については、当社各部門又はグループ会社から、執行側の委員会等に決議又は報告が行われ、更に必要に応じて執行役会に付議又は報告されます。取締役会、執行役会又は執行側の委員会等に付議される案件については、事前に取締役会室、執行役会事務局等が議案の検討を行い、情報取扱責任者及びIR担当役員がIR、Finance及びLegal等の関連部門と協議し、適時開示の要否判断を行っております。

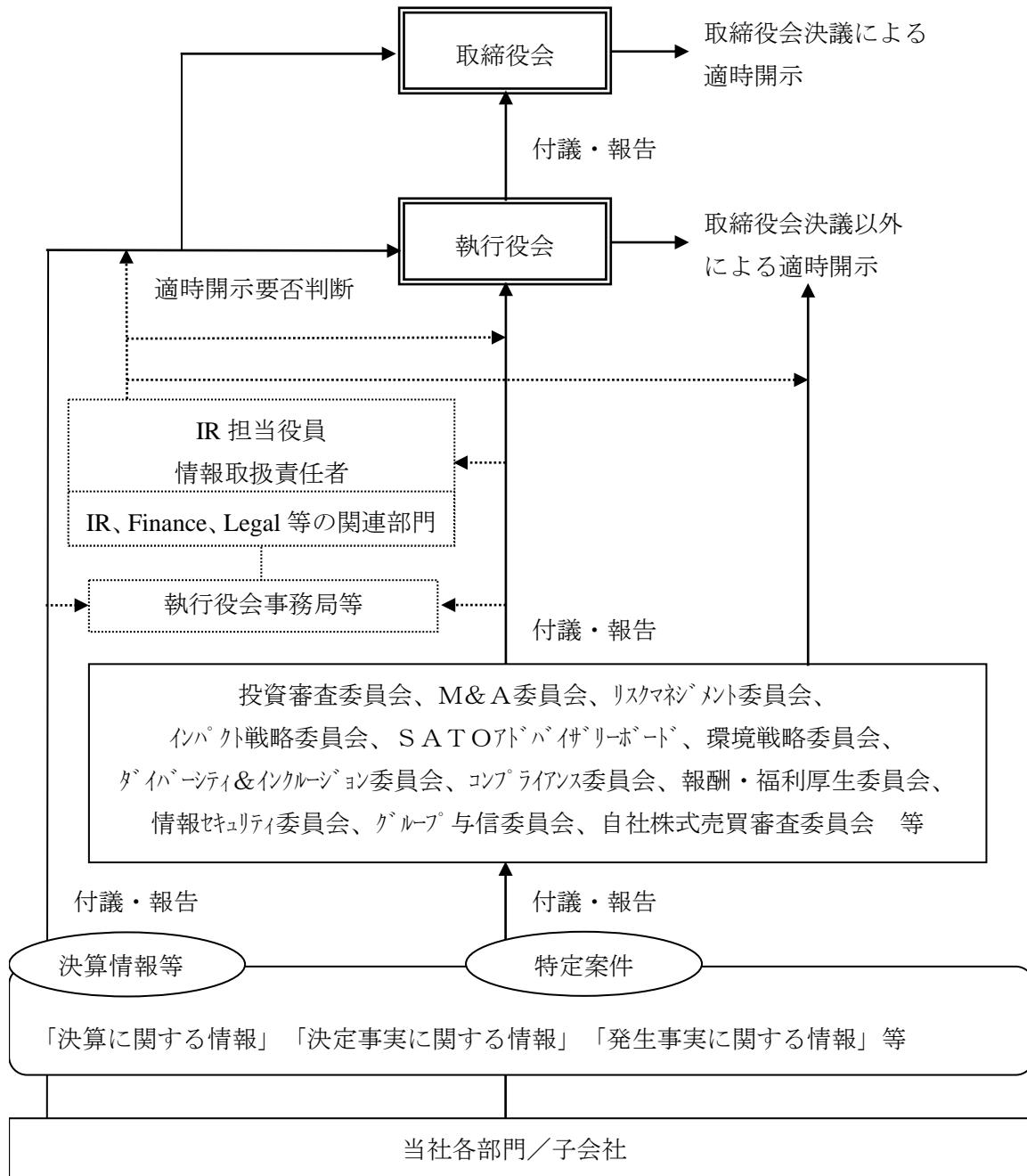
(模式図参照)

*特定案件：(1) 投融資案件 (2) 環境戦略案件 (3) 再建審議案件 (4) 子会社新設案件 (5) 災害・事故等案件
(6) その他製造物責任や不正等突発的事実の発生案件 等

【参考】コーポレート・ガバナンス体制図



<適時開示体制概要>



【23年5月26日時点の取締役会のスキルマトリックス】

氏名	LIXILに求められている経験・知見・専門性 ※									
	企業 経営に 関する 実務 経験	海外 事業・ 管理に 関する 経験	行政機 関との 折衝・ 公共 政策に 関する 経験	財務・ 会計・ ファイ ナン ス・ M&A に に関する 知見	法務・ コンプ ライア ンスに に関する 知見	リスク 管理に に関する 知見	人材 育成・ 開発・ 労務に に関する 知見	営業・ マーケ ティングに に関する 知見	製造・ 技術・ 研究 開発に に関する 知見	IT・デジ タルに 関する 知見
瀬戸 欣哉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松本 佐千夫	○	○	○	○	○	○				
Hwa Jin Song Montesano (ファ・ジン・ソン・モンテサーノ)	○	○	○			○	○			
内堀 民雄		○	○	○	○	○		○	○	○
金野 志保			○		○	○	○			○
鈴木 輝夫		○	○	○	○	○				○
田村 真由美	○	○		○	○	○				○
西浦 裕二	○		○	○		○	○	○		
濱口 大輔		○	○	○	○	○				
松崎 正年	○	○				○	○		○	○
綿引 万里子			○		○	○	○			

※当社の指名委員会は、取締役会が職務執行の監督に係る役割・責務を実効的に果たすためには、豊富な経験や専門的知見等を有する人材で取締役会を構成する必要があると考えております。指名委員会は、特に重要と考えられる経験・知見を上記の「LIXILに求められている経験・知見・専門性」のとおりに定め、取締役会全体の適正なバランスや十分な多様性の確保及び取締役会のサクセッションを重視しております。

なお、各スキル項目の該当有無は、以下の判断基準を基に、原則として本人による自己評価プロセスによって行っております。

スキル項目	判断基準
企業経営に関する実務経験	事業会社での CEO 等の業務執行の経験がある
海外事業・管理に関する経験	一定期間（3年程度）の海外事業の経験がある
行政機関との折衝・公共政策に関する経験	行政機関との涉外業務、国・諸団体の政策委員の経験がある
財務・会計・ファイナンス・M&A に関する知見	財務・会計・ファイナンス・M&A 等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する
法務・コンプライアンスに関する知見	法務・コンプライアンス等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する
リスク管理に関する知見	リスク管理等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する
人材育成・開発・労務に関する知見	人材育成・開発・労務等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する
営業・マーケティングに関する知見	営業・マーケティング等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する
製造・技術・研究開発に関する知見	製造・技術・研究開発等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する
IT・デジタルに関する知見	IT・デジタル等の活動に対して、当社の取締役会において、提言・助言ができる十分な知見を有する

【補足説明：23年6月以降の取締役候補者選定に際しての、指名委員会でのスキルマトリックスの考え方】

指名委員会では、当社執行陣の業務執行を適切に監督するための豊富な経験や専門的知見等を有する人材で取締役会を構成する必要があるという認識のもと、取締役候補者の選定プロセスを実施しております。指名委員会では、特に重要と考えられる経験・知見を上記の「LIXIL」に求められている経験・知見・専門性（以下「スキル」とする）」のとおりに定め、取締役会全体としてこれらの「スキル」を備えることを取締役候補者選定にあたって重視しております。

なお、取締役会が、「LIXIL Playbook」で定めた優先課題の解決及びインパクト戦略に基づく取組みの達成に向けた経営執行の監督を有効に果たすためには、取締役会全体として備える上記の「スキル」に加えて、全ての取締役が「サステナビリティ」の観点を備えるべきだと考えております。以上のことから、当社では「サステナビリティ」を「スキル」ではなく、当社の取締役として備えるべき「姿勢あるいは視点」としております。